

豊田市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の活性化目標 略					3. 中心市街地活性化の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)		○事業名 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
○事業名 豊田市駅東口駅前広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)		○事業名 豊田市駅東口駅前広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
○事業名 新豊田駅東口駅前広場整備事業 ○内容 一般車、バス、タクシーなどの交通処理施設の再整備 ○実施時期 平成29年度～ 令和6年度	豊田市	本事業は、駅周辺における円滑な交通流の確保に必要である。なお、この事業が完了した際には歩行者通行量及びフリーパーキング対象駐車場の総利用時間の増加に間接的に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 平成30年度		○事業名 新豊田駅東口駅前広場整備事業 ○内容 一般車、バス、タクシーなどの交通処理施設の再整備 ○実施時期 平成29年度～ 令和4年度	豊田市	本事業は、駅周辺における円滑な交通流の確保に必要である。なお、この事業が完了した際には歩行者通行量及びフリーパーキング対象駐車場の総利用時間の増加に間接的に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 平成30年度	
○事業名 豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 ○内容 ユニバーサル対応のペDESTリアンデッキの再整備	豊田市	本事業は、鉄道、バス等の利用者の円滑な移動を確保するとともに、周辺の商業施設等との一体利用やイベント利用を図るために必要である。なお、この事業が完了した際には歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期		○事業名 豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 ○内容 ユニバーサル対応のペDESTリアンデッキの再整備	豊田市	本事業は、鉄道、バス等の利用者の円滑な移動を確保するとともに、周辺の商業施設等との一体利用やイベント利用を図るために必要である。なお、この事業が完了した際には歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期	

○実施時期 平成 29 年度～ 令和 6 年度			平成 30 年度～ 令和 6 年度	
○事業名 都心地区新設サイン整備事業 ○内容 施設への回遊性を促すサイン施設整備 ○実施時期 平成 29 年度～ 令和 6 年度	豊田市	本事業は、目的地への案内や公共交通の乗り換え案内の充実、発見しやすく分かりやすい案内施設を再整備することにより、回遊性や利便性の向上、施設来街者の増加を図るために必要である。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 平成 30 年度～ 令和 6 年度	
○事業名 市道西町若宮線歩車共存道路整備事業 ○内容 歩行者が安全に通行できる歩道を整備 ○実施時期 平成 30 年度～令和 5 年度	豊田市	本事業は、駅周辺における円滑な交通流の確保や歩行者が安全で快適に移動できる空間の創出を図るために必要である。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 令和 3 年度～ 令和 5 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 民有地緑化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
○事業名 新豊田駅西口駅前広場整備事業 ○内容 一般車、タクシーなどの交通処理施設及び駐車場の再整備、バス・タクシープールの整備 ○実施時期 平成 30 年度～ 令和 6 年度	豊田市	本事業は、新豊田駅東口の駅前広場等との機能分担を行い、必要な交通処理機能を配置することで駅周辺における円滑な交通流の確保及びバス・タクシー運営に必要である。		
○事業名 緑と花につつまれた都心創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

○実施時期 平成 29 年度～ 令和 4 年度			平成 30 年度～ 令和 4 年度	
○事業名 都心地区新設サイン整備事業 ○内容 施設への回遊性を促すサイン施設整備 ○実施時期 平成 29 年度～ 令和 8 年度	豊田市	本事業は、目的地への案内や公共交通の乗り換え案内の充実、発見しやすく分かりやすい案内施設を再整備することにより、回遊性や利便性の向上、施設来街者の増加を図るために必要である。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 平成 30 年度～ 令和 8 年度	
○事業名 市道西町若宮線歩車共存道路整備事業 ○内容 歩行者が安全に通行できる歩道を整備 ○実施時期 平成 30 年度～令和 5 年度	豊田市	本事業は、駅周辺における円滑な交通流の確保や歩行者が安全で快適に移動できる空間の創出を図るために必要である。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(豊田都心地区)) ○実施時期 令和 3 年度～ 令和 4 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 民有地緑化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
○事業名 新豊田駅西口駅前広場整備事業 ○内容 一般車、タクシーなどの交通処理施設及び駐車場の再整備、バス・タクシープールの整備 ○実施時期 平成 30 年度～ 令和 5 年度	豊田市	本事業は、新豊田駅東口の駅前広場等との機能分担を行い、必要な交通処理機能を配置することで駅周辺における円滑な交通流の確保及びバス・タクシー運営に必要である。		
○事業名 緑と花につつまれた都心創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 略

(1) 略

(2) 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 バスルート改編に伴うバス停整備事業 ○内容 バス運行ルートの見直し、バス停の再配置 ○実施時期 令和3年度～	豊田市	この事業は、豊田市駅西口に集約する新たなバスターミナルを発着するバスルートとして再編し、円滑な移動の支援を図るために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 令和3年度～ 令和6年度	
○事業名 豊田市駅バスターミナル施設整備事業 ○内容 豊田市駅バスターミナル待合施設（公共交通情報提供、待合所等）の整備 ○実施時期 平成27年度～ 令和6年度	豊田市	この事業は、バスターミナルを集約し、公共交通情報の提供、良好な待合空間の提供を行うことにより、都市空間の快適さ及びバス利用者の利便性向上のために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 平成30年度～ 令和6年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
略

(4) 国の支援がないその他の事業
略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 略

(1) 略

(2) 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 バスルート改編に伴うバス停整備事業 ○内容 バス運行ルートの見直し、バス停の再配置 ○実施時期 令和3年度～	豊田市	この事業は、豊田市駅西口に集約する新たなバスターミナルを発着するバスルートとして再編し、円滑な移動の支援を図るために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 令和3年度～ 令和4年度	
○事業名 豊田市駅バスターミナル施設整備事業 ○内容 豊田市駅バスターミナル待合施設（公共交通情報提供、待合所等）の整備 ○実施時期 平成27年度～ 令和8年度	豊田市	この事業は、バスターミナルを集約し、公共交通情報の提供、良好な待合空間の提供を行うことにより、都市空間の快適さ及びバス利用者の利便性向上のために必要である。なお、この事業は間接的に歩行者通行量の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心地区）） ○実施時期 平成30年度～ 令和4年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
略

(4) 国の支援がないその他の事業
略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]略

[2]中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要等

- ① 略
- ② 略

③協議会の開催経過

区分	開催日	主な議題
第1回	H25. 5	第2期計画事業の推進について
第2回	H26. 5	第2期計画の変更について
第3回	H29. 9	第2期計画事業の推進について
第4回	H27. 5	第2期計画の変更について
第5回	H27. 11	第2期計画事業の推進について
第6回	H28. 6	第2期計画の変更について
第7回	H28. 9	第2期計画事業の推進について
第8回	H29. 5	第2期計画事業の進捗状況について
第9回	H29. 11	第3期計画案について
第10回	H30. 1	第3期計画案について
第11回	H30. 5	第2期計画の総括・第3期計画事業の推進について
意見書	H31. 1	第3期計画の変更について
第12回	H31. 3	第3期計画の変更・事業の推進について
第13回	R1. 5	第3期計画事業の進捗状況について
第14回	R1. 9	ラグビー世界大会開催時の催事について
意見書	R1. 10	第3期計画の変更について

- ④ 略
- (2) 略
- (3) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

略

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

略

12. 認定基準に適合していることの説明

略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]略

[2]中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要等

- ① 略
- ② 略

③協議会の開催経過

区分	開催日	主な議題
第1回	H25. 5	第2期計画事業の推進について
第2回	H26. 5	第2期計画の変更について
第3回	H29. 9	第2期計画事業の推進について
第4回	H27. 5	第2期計画の変更について
第5回	H27. 11	第2期計画事業の推進について
第6回	H28. 6	第2期計画の変更について
第7回	H28. 9	第2期計画事業の推進について
第8回	H29. 5	第2期計画事業の進捗状況について
第9回	H29. 11	第3期計画案について
第10回	H30. 1	第3期計画案について
第11回	H30. 5	第2期計画の総括・第3期計画事業の推進について
意見書	H31. 1	第3期計画の変更について
第12回	H31. 3	第3期計画の変更・事業の推進について

- ④ 略
- (2) 略
- (3) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

略

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

略

12. 認定基準に適合していることの説明

略